

アナログ規制見直しを契機とした国内 DX 市場拡大への期待

株式会社 野村総合研究所

社会システムコンサルティング部 グループマネージャー 毛利 一貴

日本の法規制は数十年前に施行され、その後適切な改正がなされていないものも多く存在する。そのため、デジタル技術を活用することが妨げられる、または法解釈のうえでデジタル技術の活用是非が判断できない、いわゆる「アナログ規制」が多く存在し、その数は約1万条項に及ぶという。その中、2023年6月に「デジタル規制改革推進の一括法」が成立し、デジタル庁が中心となって、各省庁が所管するアナログ規制を一括で見直す取り組みが、大規模かつスピード感をもって進められている。特に、デジタル技術と規制見直し事項の対応関係を示した「テクノロジーマップ」や、活用可能な技術が掲載された「技術カタログ」なども公表され、これら技術に関する情報を積極活用するようたわわれている。わが国において官民間問わず多様な主体がデジタル技術を効果的に活用できるようにするうえで、こうしたアナログ規制の見直しを推進することは、重要な一歩である。しかし、規制を見直すだけで、すぐさま各産業界の企業や地方公共団体の業務やサービスにデジタル技術が浸透していくわけではない。技術を使う側も、技術を売る側もちゅうちょしている実情がある。

ユーザー企業および地方公共団体の目線に立つと、「慣例として従来の手法を維持したい」「新しい仕組みの導入に伴うリスクを回避したい」などと、デジタル技術の導入に慎重な姿勢を見せるケースも少なくない。ある地方公共団体職員は「施設の点検業務がデジタル技術で代替できたとしても、その人員が別の業務にも従事しているために配置を取りやめることはできない。二重運用になってしまう」と言う。私も含めて、デジタル技術導入をスモールスタートで進めることの重要性に言及することが多いが、現在の人員配置や業務内容によっては短期的には業務非効率になることも認識したうえで、改革に臨む覚悟が必要といえよう。

他方、メーカー目線に立つと「売れるかどうか分からないサービスのためにリソースを割けない」と、やはりデジタル技術の市場投入には慎重になりがちである。あるメーカー担当者は「まだ実績の少ないサービスなのでチームも小さい。全国の自治体を担当者数人で飛び回って営業しているが、苦労は大きい」と悩みを吐露していた。

2024年5月、規制改革推進会議は「規制改革推進に関する答申」を発表した。答申には、ユーザー企業や地方公共団体、メーカーといった規制改革の関連プレーヤーが活動始める足掛かりとなる諸施策として、現行のサンドボックス制度、特区制度、グレーゾーン解消制度などについて言及されている。このように政府が規制改革に動く中、デジタル技術活用を一過性の取り組みに終わらせずに定着させるには、特にユーザー企業や地方公共団体は、中長期のデジタルトランスフォーメーション(DX)ロードマップを掲げてデジタル技術の導入方針を固める必要がある。さらに、その実現に向けては人事・組織改革や調達改革にまで踏み込んで取り組む必要があるのではないだろうか。